

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成20年9月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 調達内容

### (1) 借入物品の名称及び数量

県立学校教室用・教育用パソコン等賃貸借 一式

#### ア 東部地区納入分

##### (ア) 教室用パソコン

a	デスクトップパソコン	219台
b	ノートパソコン	10台
c	無線LANアクセスポイント本体	10台
d	無線LANアクセスポイント給電機器	10台
e	TAPスイッチ	229台
f	ソフトウェア	一式

##### (イ) 教育用パソコン等

a	デスクトップパソコン	165台
b	ノートパソコン	185台
c	マルチカードリーダー	350台
d	無線LANアクセスポイント本体	3台
e	無線LANアクセスポイント給電機器	3台
f	プロジェクター	6台
g	タッチパネル	4台
h	A3カラープリンター	9台
i	A4カラープリンター	1台
j	A3モノクロプリンター	8台
k	A4スキャナ	13台
l	スイッチ24P	21台
m	スイッチ8P	12台
n	TAPスイッチ	10台
o	点字ディスプレイ	4台
p	点字プリンタ（片面）	2台
q	点字プリンタ（両面）	1台
r	点字プリンタ、プロッタ	1台
s	ソフトウェア	一式

#### イ 中部地区納入分

##### (ア) 教室用パソコン

a	デスクトップパソコン	43台
b	ノートパソコン	4台
c	無線LANアクセスポイント本体	4台
d	無線LANアクセスポイント給電機器	4台
e	TAPスイッチ	47台

f	ソフトウェア	一式
(イ)	教育用パソコン等	
a	デスクトップパソコン	143台
b	ノートパソコン	22台
c	マルチカードリーダー	165台
d	プロジェクター	4台
e	中間モニタ	22台
f	A3カラープリンター	4台
g	A4カラープリンター	1台
h	A3モノクロプリンター	2台
i	A4スキャナ	4台
j	スイッチ24P	8台
k	スイッチ8P	14台
l	TAPスイッチ	4台
m	ソフトウェア	一式

ウ 西部地区納入分

(ア)	教室用パソコン	
a	デスクトップパソコン	143台
b	ノートパソコン	75台
c	無線LANアクセスポイント本体	75台
d	無線LANアクセスポイント給電機器	75台
e	TAPスイッチ	218台
f	ソフトウェア	一式

(イ)	教育用パソコン等	
a	デスクトップパソコン	148台
b	マルチカードリーダー	148台
c	プロジェクター	1台
d	中間モニタ	41台
e	A3カラープリンター	4台
f	A4カラープリンター	1台
g	A3モノクロプリンター	2台
h	A4スキャナ	3台
i	スイッチ24P	13台
j	スイッチ8P	4台
k	TAPスイッチ	5台
l	ソフトウェア	一式

(2) 借入物品の仕様

入札説明書による。

(3) 借入期間

ア 1の(1)のアのうち、鳥取商業高等学校総合実践室納入分  
平成21年1月13日から平成24年11月30日まで

イ ア以外

平成21年1月13日から平成25年8月31日まで

(4) 納入期限

平成21年1月9日(金)

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 入札書の記入方法等

入札は、鳥取県物品電子調達システム(以下「電子調達システム」という。)による電子入札又は紙入札により、(1)のアからウまでの区分ごとに入札を行うので、入札金額は、当該入札に係る区分に掲げる物品に係る賃借料(保守料を含む。)の総額を電子調達システムの電子入札書に入力し、又は入札書に記載すること。(1)のアにおいては、鳥取商業高等学校総合実践室納入分以外に係るもの及び鳥取商業高等学校総合実践室納入分に係るもの内訳についても入力し、又は記載すること。

なお、契約に当たっては、電子調達システムの電子入札書に入力された金額(紙入札にあつては、入札書に記載された金額)に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額(以下「入札見積金額」という。)の105分の100に相当する額を入力し、又は記載すること。

2 入札参加資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 単独企業に関する資格及び条件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成20年9月19日(金)から同年10月31日(金)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

ウ 平成20年9月19日(金)から同年10月31日(金)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

エ 平成18年鳥取県告示第841号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有するとともに、その資格区分がリース・レンタルの事務用機器に登録されている者であること。

なお、この競争入札に参加を希望する者であつて、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格の審査の申請書類を平成20年10月2日(木)午後4時までに4の(3)の場所に提出すること。

オ この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であつて、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

カ この競争入札に係る他の共同企業体の構成員でないこと。

キ 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

(2) 共同企業体に関する資格及び条件

ア 各構成員が(1)のアからエまでのすべてに該当すること。

イ 共同企業体において(1)のオの要件を満たすこと。

ウ 共同企業体が、2以上の者により自主的に結成されたものであること。

エ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の最も大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

オ 各構成員が、この競争入札において単独企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。

カ 共同企業体結成に係る協定を締結していること。

キ 各構成員が県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課

#### 4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220  
鳥取県総務部庶務集中局集中業務課契約担当  
電話 0857-26-7431, 7432  
電子メール b\_denshichoutatsu@pref.tottori.jp

(2) 仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271  
鳥取県教育委員会事務局教育環境課  
電話 0857-26-7913

(3) 競争入札参加資格審査の申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220  
鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当  
電話 0857-26-7433

(4) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、平成20年9月19日（金）から10月10日（金）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=66227>）から入手すること。ただし、これによりがたい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成20年9月19日（金）から10月10日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。

イ 交付場所

(2)に同じ。

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成20年10月24日（金）午前11時から同月31日（金）正午まで（ただし、郵便等による入札書の受領期間は、5の(3)による通知を受けた日から平成20年10月30日（木）午後5時までとする。）

イ 開札日時

平成20年10月31日（金）午後1時

ウ 場所

(1)に同じ

#### 5 入札参加者に要求される事項

(1) 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

(2) 紙入札による場合は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(3) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に平成20年10月10日（金）午後5時まで提出しなければならない。提出のあった書類を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、その結果を同月17日（金）までに電子メールで通知する。

#### 6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時刻

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

ア 多少の台数増減が見込まれる。台数が増減する場合は、平成20年10月10日（金）までに変更公告を行うので、県公報を確認すること。

イ 詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased a suite of personal computers to be leased

(2) Time—limit for submission of documents for qualification confirmation:5:00PM. 10, October, 2008

(3) Time—limit for submission of tenders : 12:00noon. 31, October, 2008

(4) Time—limit for submission of tenders by registered mail : 5:00PM , 30, October, 2008

(5) Contact Point for the notice : Office of Procurement Services Bureau of Finances and Accounts General Affairs Department Tottori Prefectural Government 1-220 Higashi-machi Tottori-shi 680-8570 Japan  
TEL : 0857-26-7431, 7432